資料④　厚労省の新設メニュー【4(2)と(3)】

（「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」令和2年6月17日通知より）

『産前・産後サポート事業』※補助率：国１／２

【1 事業目的，2 実施主体（略）】

3　対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族（以下「利用者」という。）

また、4（2）②について、2歳程度までの多胎児を育児する者を対象者の目安とし、個別の事情を踏まえて適切に判断すること。

4　事業の実施方法及び内容

以下の（1）～（3）の事業を実施すること。なお、それぞれ単独で実施すること差し支えない。

（1）相談支援等　（略）

（2）多胎妊産婦等支援

①　多胎ピアサポート事業

多胎児の育児経験者家族との交流会等の実施や、多胎妊婦が入院している場合や、外出が困難な場合など、必要に応じて多胎児の育児経験者によるアウトリーチでの相談支援を実施する。

②　多胎妊産婦等サポーター等事業

多胎妊産婦や多胎家庭（以下、「多胎妊産婦等」という。）のもとへサポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。また、当該サポーターを派遣する前に、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得するための研修を実施する。

（3）妊産婦等への育児用品等による支援

妊産婦等の状況確認や医療提供体制・相談支援体制に関する情報提供について、直接面談により行う機会を設けるため、市区町村の創意工夫を活かした取組を実施する。

（例）葉酸サプリや母子栄養食品、育児用品の支給（紙おむつ等）　など

【5，6（略）】

7　留意事項

（1）本事業の実施に当たっては、子育て世代包括支援センターの整備等により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。

（2）妊娠の届出等において、多胎妊産婦等を把握した場合、本事業の利用についての意思確認や利用に際しての申請を、新生児訪問等の際に受け付けるなど、多胎妊産婦等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。

（3）4（2）を実施する場合、多胎育児の経験のある家庭や、対象となる多胎妊産婦等が少ないなどの状況によっては、他市町村と共同で実施することは差し支えない。ただし、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。

【後略】

岡山市のシルバー派遣事業は、産後５か月までが対象。

オムツやミルク代の援助ができるのではないか。

来所は不要としているのではないか。

これこそ、広域連携できるのではないか。

資料⑤　産後ケア事業の法制化について（厚労省資料より抜粋）

『産後ケア事業』※補助率：国１／２

母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法制化）について

公布日　：令和元年12月6日
法律番号：令和元年法律第69号

産後ケア事業とは

○産後ケアを必要とする出産後１年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

概要

○現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。
○各市町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

事業内容等

○実施主体：市町村
※事業の全部又は一部の委託可
○内容：心身の状態に応じた保健指導
療養に伴う世話
育児に関する指導若しくは相談その他の援助
○実施類型：①短期入所型
②通所型（デイサービス型）
③居宅訪問型（アウトリーチ型）
○実施施設：病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設
○実施基準：厚生労働省令で定める基準
（人員、設備、運営等に係る基準）

対象者

○産後ケアを必要とする出産後１年を経過しない女子、乳児

他の機関・事業との産前からの連携

○市町村は、妊娠期から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、
・母子健康包括支援センターその他の関係機関と必要な連絡調整
・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携
を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

施行日

○2年を超えない範囲内で政令で定める日

岡山市は産後４か月まで。

①短期入所型（宿泊型）
「利用期間は原則として7日間以内とする。ただし、市町村が必要と認めた場合には、その期間を延長することができる。」厚労省通知より

⇒利用日数の延長は可能ではないか。

③居宅訪問型（アウトリーチ）も実施できるのではないか、具体化できないか。
（助産師、保健師、看護師による育児援助）